

大阪大学産業科学研究所附属産業科学ナノテクノロジーセンター
オープンラボラトリー利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所附属産業科学ナノテクノロジーセンターオープンラボラトリー（以下「オープンラボ」）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 オープンラボは、物質・材料やデバイスを対象としたナノテクノロジーの科学技術発展の基盤となるべき、独創的、先進的な学術研究の推進を目的とした総合的研究に利用するものとする。

2 オープンラボの範囲は、別に定める。

(利用資格)

第3条 オープンラボを利用することができる者は、次に掲げる者のグループ（以下「研究グループ」という。）とする。

- (1) 産業科学研究所の研究者及び大阪大学のナノテクノロジー研究者のグループ
- (2) 産業科学研究所の研究者が、「国立大学法人大阪大学クロス・アポイントメント制度に関する規程」を適用する場合で、他機関の研究者として利用する者
- (3) その他、産業科学研究所長（以下「所長」という。）が必要と認める研究者

2 研究グループは、教員を代表者とし、当該研究グループに配属されている大学院生、学部学生及び他機関の教員等を含むことができる。

(利用申請)

第4条 オープンラボの利用を希望する研究グループの代表者（以下「研究代表者」という。）は、所定の申請書により、所長に申請しなければならない。

(利用許可)

第5条 所長は、利用の申請があったときは、オープンラボ利用専門委員会（以下「専門委員会」という。）に諮った上、施設委員会委員長の承認を得た場合に、利用を許可するものとする。

2 所長は、利用許可等を決定したときは、その旨を研究代表者に通知するものとする。

(利用許可の取り消し)

第6条 所長は、オープンラボの利用を許可した研究グループ（以下「利用者」という。）が、この内規及び利用許可条件に違反したときは、利用許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

2 前項のほか、所長は、オープンラボの運営上特に必要がある場合は、施設委員会に諮った上で利用許可を変更し、又は取り消すことができる。

(利用期間等)

第7条 オープンラボを利用できる期間は、原則として3年を限度とする。ただし、研究代表者から利用期間の延長の申請があったときは、専門委員会に諮った上、施設委員会委員長が特に必要があると認めた場合は、2年を限度として利用期間の延長を認めることができる。

2 研究代表者は、利用許可を受けた後、利用期間を短縮し、又は利用を中止しようとす

るときは直ちに届け出て、所長の許可を受けるものとする。

3 研究代表者は、利用期間が満了したとき、又は前項に該当するときは、オープンラボを原状に回復の上、明け渡さなければならない。

(利用上の義務)

第8条 利用者は、施設、備品を常に善良な管理者の注意をもって利用するものとする。

(損害賠償)

第9条 利用者が、故意又は過失によりオープンラボの施設、備品を損傷し、又は滅失し、若しくは、この内規及び利用許可条件に違反したことにより損害を与えたときは、利用者はこれを原状に回復し、又は当該損害に相当する金額を弁償するものとする。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 許可された目的以外の用途に利用しないこと。
- (2) 次条に定める額の利用負担金を負担すること。
- (3) 研究実施に係る光熱水料等は、利用者が負担すること。
- (4) 研究の遂行上、やむを得ず施設等に大幅な変更を加えるときは、所長の許可を得ること。
- (5) 変更後の施設等が汎用性に乏しい場合、前号の変更及び原状回復にかかる費用は、利用者が負担すること。

(利用負担金)

第11条 オープンラボの利用負担金（施設老朽化対策経費拠出金を含む。）は、次のとおりとする。

- (1) 利用負担金は、利用面積 1 m²につき年額 3 6, 700 円とする。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、オープンラボの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年7月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 大阪大学産業科学研究所附属産業科学ナノテクノロジーセンターオープンラボラトリ一利用に関する申し合わせ事項（平成14年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年11月19日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第11条の改正について、令和元年9月30日までに利用許可を得た者の当該利用負担金については、利用期間が令和

2年3月31日までは従前の利用負担金とする。

附 則

この改正は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第11条(2)の改正について、令和2年9月30日までに利用許可を得た者については、利用期間が令和3年3月31日までは徴収しないこととする。

附 則

この改正は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和7年10月1日から施行する。

2 令和7年9月末日までに利用許可を受けた者については、次回の更新まで経過措置として、従前の利用負担金及び施設老朽化対策経費拠出金を適用する。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。